

災害・オウム対策調査特別委員会 報告資料

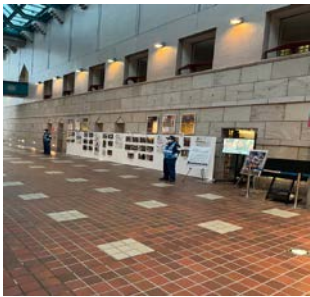
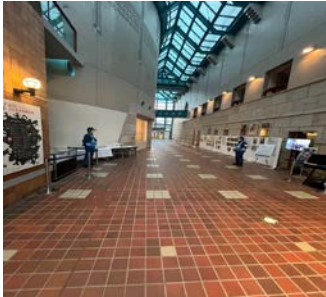
令和 7 年 1 0 月 1 6 日

報告事項件名	頁
1 アレフ（オウム真理教）対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 北千住駅前・綾瀬駅等滞留者対策実動訓練及び協議会の実施について・・・・・・	4
3 令和 7 年度足立区総合防災訓練の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4 令和 7 年度コミュニティタイムラインの策定支援について・・・・・・・・・・	9
5 足立区ペット同行避難ガイドライン（試行版）の策定について・・・・・・・・	12
6 災害時協定の実効性向上を目的とした調査の実施について・・・・・・・・・・	15
7 防災業務に従事した者の同性パートナーへの災害補償一時金の支給について・	16

(危機管理部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月16日

件 名	アレフ（オウム真理教）対策について
所管部課名	危機管理部 危機管理課
内 形	アレフ（オウム真理教）対策について以下のとおり報告する。 1 地下鉄サリン事件の風化防止啓発活動の実施結果 (1) ギャラクシティ ア 日 時 令和7年8月13日（水）～29日（金） イ 場 所 館内モール（西新井文化ホール壁面前） ウ 主な意見（紙及びオンラインアンケートにより聴取） ① このようなことが自分の将来にもう一度、起きないようにしたい。 ② 当時はこの事件が毎日、報道されていた。ここ最近チラホラ耳にするようになったので気になっていた。 エ その他 安全対策のため警備員を配置して実施   (2) 文教大学 ア 日 時 令和7年9月16日（火）～19日（金） イ 場 所 コンファレンススクエア ウ 主な意見（オンラインアンケートにより聴取） ① 想像もできないほどの事で人を苦しめていることに衝撃を受けた。 ② 普段自分がよく利用する電車だということを知って驚いた。 エ その他 安全対策のため警備員を配置して実施  

2 公安審査委員会によるアレフを対象とする再発防止処分の決定

(公安調査庁発表資料)

(1) 決定日

令和7年9月3日(水)

※ 再発防止処分の決定は6回目

(2) 処分の決定内容

ア アレフが所有し又は管理する特定の土地又は建物(専ら居住の用に供しているものを除く。)の全部又は一部の使用を禁止する処分(継続)

	使用制限施設
全部禁止施設 【4施設】	水戸、八潮伊勢野、野田、徳島
一部禁止施設 【12施設】	<u>足立入谷</u> 、札幌、札幌白石、八潮大瀬、北越谷、西荻、横浜、名古屋、甲賀信楽、京都、生野、福岡

引き続き、一部使用禁止の対象施設に足立入谷施設が該当

イ 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分(継続)

※ 公安調査庁が請求していた「特定地域における土地又は建物の新たな取得又は借受けの禁止」は、認められなかった。

(3) 処分期間

6か月間

令和7年9月21日～令和8年3月20日

(4) 麻原の二男及び妻について(公安調査庁発表資料)

麻原の二男及び妻のいずれについても団体の役職員及び構成員であると認定(今回、新たに認定)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月16日

件名	北千住駅前・綾瀬駅等滞留者対策実動訓練及び協議会の実施について			
所管部課名	危機管理部 災害対策課			
内 容	令和7年度北千住駅前・綾瀬駅等滞留者対策実動訓練及び協議会について、以下のとおり実施内容を報告する。			
	1 訓練及び協議会の目的			
	震災発災時に北千住・綾瀬駅周辺に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、区や鉄道事業者、駅周辺関係施設等が協力し、駅周辺の混乱防止や滞留者の安全確保のために実践的な訓練を実施し、取組について検証する。			
	2 北千住駅前滞留者対策訓練及び協議会			
	(1) 訓練概要			
	日 時	11月18日(火) 午前9時30分～10時30分		
場 所	北千住駅西口、足立成和信用金庫本店			
参加者	北千住駅前滞留者対策推進協議会員（鉄道事業者、商業施設、警察、消防等）			
内 容	内 容	ア 情報発信訓練 滞留者に災害状況や滞在施設の開設状況を伝えるために、新たにあだちスマイルビジョン（北千住駅西口大型ビジョン）を活用した情報発信訓練の実施及び効果検証を行う。		
		イ 滞留者誘導訓練 協議会員を滞留者役と誘導役に分け、北千住駅から足立成和信用金庫本店までの誘導訓練を行う。		
		ウ 一時滞在施設開設訓練 足立成和信用金庫本店で一時滞在施設の開設、受付手順確認、滞留者居室のレイアウト作成等を行う。		
		情報発信訓練	滞留者誘導訓練	一時滞在施設開設訓練
				

(2) 協議会概要

日 時	11月18日(火) 午前10時40分～11時30分
場 所	足立成和信用金庫本店 6階会議室(千住1-4-16)
参加者	北千住駅前滞留者対策推進協議会員(鉄道事業者、商業施設、警察、消防等)
議 題	ア 令和6年度の活動結果について(報告) イ 訓練の振り返り ウ エリア防災計画の更新について ※ 「エリア防災計画」とは、地域の災害リスクに応じた防災、減災対策を事前に計画し実施する取り組みのこと。 エ 帰宅困難者用チラシの作成について オ 今後の活動について

3 綾瀬駅等滞留者対策訓練及び協議会

(1) 訓練概要

日 時	12月10日(水) 午後1時～2時
場 所	綾瀬駅、東京武道館
参加者	綾瀬駅等滞留者対策推進協議会員(鉄道事業者、商業施設、警察、消防等)
内 容	ア 現地対策本部開設訓練 現地対策部の設営、資機材等を確認し、協議会員に現地対策本部の役割、災害対策本部との連携要領を説明する。 イ 一時滞在施設の現地確認 東綾瀬公園、東京武道館等の一時滞在施設の現地確認を行い、発災時に滞留者を避難誘導するルートを確認する。 ウ 一時滞在施設開設訓練 東京武道館で一時滞在施設の開設、受付の手順確認を行う。 ※ 綾瀬駅地域での訓練は初めての実施。

(2) 協議会概要

日 時	12月10日(水) 午後2時10分～3時
場 所	足立区勤労福祉会館(綾瀬1-34-7)
参加者	綾瀬駅等滞留者対策推進協議会員(鉄道事業者、商業施設、警察、消防等)
議 題	ア 令和6年度の活動結果について(報告) イ 訓練の振り返り ウ エリア防災計画の策定に向けて エ 帰宅困難者用チラシの作成について オ 今後の活動について

4 今後の方針

訓練及び協議会の参加については、訓練実施日の約2か月前に実施通知を発送し、参加意向を確認する。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月16日

件 名	令和7年度足立区総合防災訓練の実施について	
所管部課名	危機管理部 災害対策課、災害対応力強化担当課	
内 容	令和7年度足立区総合防災訓練について、以下のとおり実施する。	
	1 目的 (1) 地域防災計画や協定内容に基づく訓練を実施することで、区と関係機関との連携強化を図る。 (2) 職員個人の応急対応力の向上と、各部が連携する訓練を実施することで組織的な災害対応力の向上を図る。	
	2 今年度の訓練方針 (1) 災害協定の実効性を高めるため、区から協定機関に具体的な協力要請を行い、より実践的な内容で訓練実施する。 (2) 災害対応は長期化するため、職員が交代して業務を継続していく体制を想定し、訓練においても必要人員数（少人数）で交代しながら実施する。	
	3 日時 令和7年11月30日（日）午前9時00分～正午	
	4 訓練概要	
	訓練種別	概 要
	情報伝達訓練	区と協定機関で防災行政無線や電話などを用いて、協定内容（食糧品の供給や物資の輸送等）に基づいた要請や被害状況の情報共有の訓練を行う。 各協定機関は担当者による連絡対応だけではなく、区からの要請に対して、内部での意思決定までの過程を実践する。
	実動訓練	下記の実動を伴う訓練を行う。 なお、反復可能な訓練（下記②、③）については、少人数で実施することで必要人員数を検証しつつ、従事者を入れ替えて複数回実施する。 ① 区と関係機関の連携訓練（要配慮者の移送等） ② 庁内各部間の連携訓練（避難所からの物資要請への対応等） ③ 部単独訓練（区内応急給水槽開設運営等）

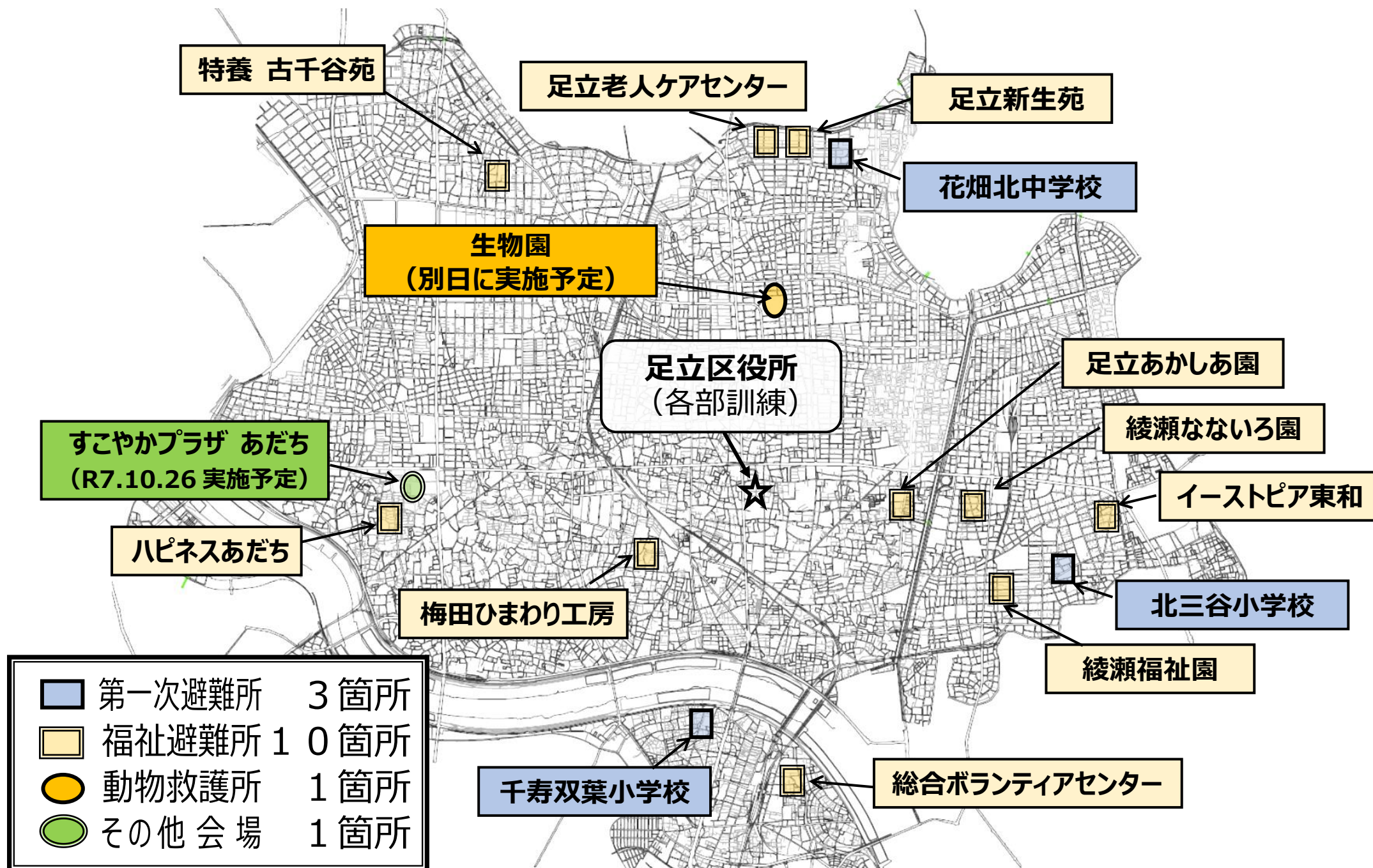
5 主な訓練会場

別紙「令和 7 年度足立区総合防災訓練 主な会場図」参照

6 今後の方針

各関係機関及び庁内各部と調整し、実施までの準備を行っていく。

令和7年度足立区総合防災訓練 主な会場図 (R7.10.1時点)



災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月16日

件 名	令和7年度コミュニティタイムラインの策定支援について											
所管部課名	危機管理部 防災戦略課											
内 容	令和7年度は以下のとおり、町会・自治会へコミュニティタイムラインの策定支援を行う。											
	1 コミュニティタイムラインについて 風水害の予報や河川水位情報等をもとに、地域住民の避難行動のタイミングや取るべき防災行動について、地域コミュニティで話し合い、「いつ・誰が・何をするのか」を地区ごとに定めておく事前防災行動計画のこと。											
	2 策定方針 水害リスクの高い荒川沿川地区を優先に策定支援を実施していく。 荒川沿川以外の地区については、令和7年度に策定希望のあった佐野地区をモデルに策定し、検証のうえ、他の荒川沿川以外の地区についても拡げていく。											
	3 策定目標											
	<table><tr><th>分類</th><th>現状値</th><th>最終目標値</th></tr><tr><td>荒川沿川 (12地区)</td><td>【令和6年度】 4地区(33.3%)</td><td>【令和14年度】 全12地区 策定完了</td></tr><tr><td>荒川沿川以外 (13地区)</td><td>0地区 ※ 令和7年度～ 策定開始</td><td>【令和19年度(予定)】 全13地区 策定完了</td></tr></table>			分類	現状値	最終目標値	荒川沿川 (12地区)	【令和6年度】 4地区(33.3%)	【令和14年度】 全12地区 策定完了	荒川沿川以外 (13地区)	0地区 ※ 令和7年度～ 策定開始	【令和19年度(予定)】 全13地区 策定完了
	分類	現状値	最終目標値									
	荒川沿川 (12地区)	【令和6年度】 4地区(33.3%)	【令和14年度】 全12地区 策定完了									
	荒川沿川以外 (13地区)	0地区 ※ 令和7年度～ 策定開始	【令和19年度(予定)】 全13地区 策定完了									
	4 コミュニティタイムライン策定状況について(別紙参照)											
	<table><tr><th>年 度</th><th>地 区(全て荒川沿川)</th></tr><tr><td>令和2年度</td><td>① 小台・宮城地区(6団体)</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>② 本木・関原地区(8団体) ③ 千住第五地区(10団体)</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>④ 新田地区(3団体)</td></tr></table>			年 度	地 区(全て荒川沿川)	令和2年度	① 小台・宮城地区(6団体)	令和4年度	② 本木・関原地区(8団体) ③ 千住第五地区(10団体)	令和6年度	④ 新田地区(3団体)	
年 度	地 区(全て荒川沿川)											
令和2年度	① 小台・宮城地区(6団体)											
令和4年度	② 本木・関原地区(8団体) ③ 千住第五地区(10団体)											
令和6年度	④ 新田地区(3団体)											
5 令和7年度 新規策定団体(予定)												
<table><tr><td>荒川沿川</td><td>「常東地区町会・自治会連合会」(常東地区全20団体) (千住関屋町会ほか3団体) 計4団体</td></tr><tr><td>荒川沿川以外</td><td>「佐野町会・自治会連絡協議会」(佐野地区全15団体) (六木一丁目町会ほか5団体) 計6団体</td></tr></table>			荒川沿川	「常東地区町会・自治会連合会」(常東地区全20団体) (千住関屋町会ほか3団体) 計4団体	荒川沿川以外	「佐野町会・自治会連絡協議会」(佐野地区全15団体) (六木一丁目町会ほか5団体) 計6団体						
荒川沿川	「常東地区町会・自治会連合会」(常東地区全20団体) (千住関屋町会ほか3団体) 計4団体											
荒川沿川以外	「佐野町会・自治会連絡協議会」(佐野地区全15団体) (六木一丁目町会ほか5団体) 計6団体											

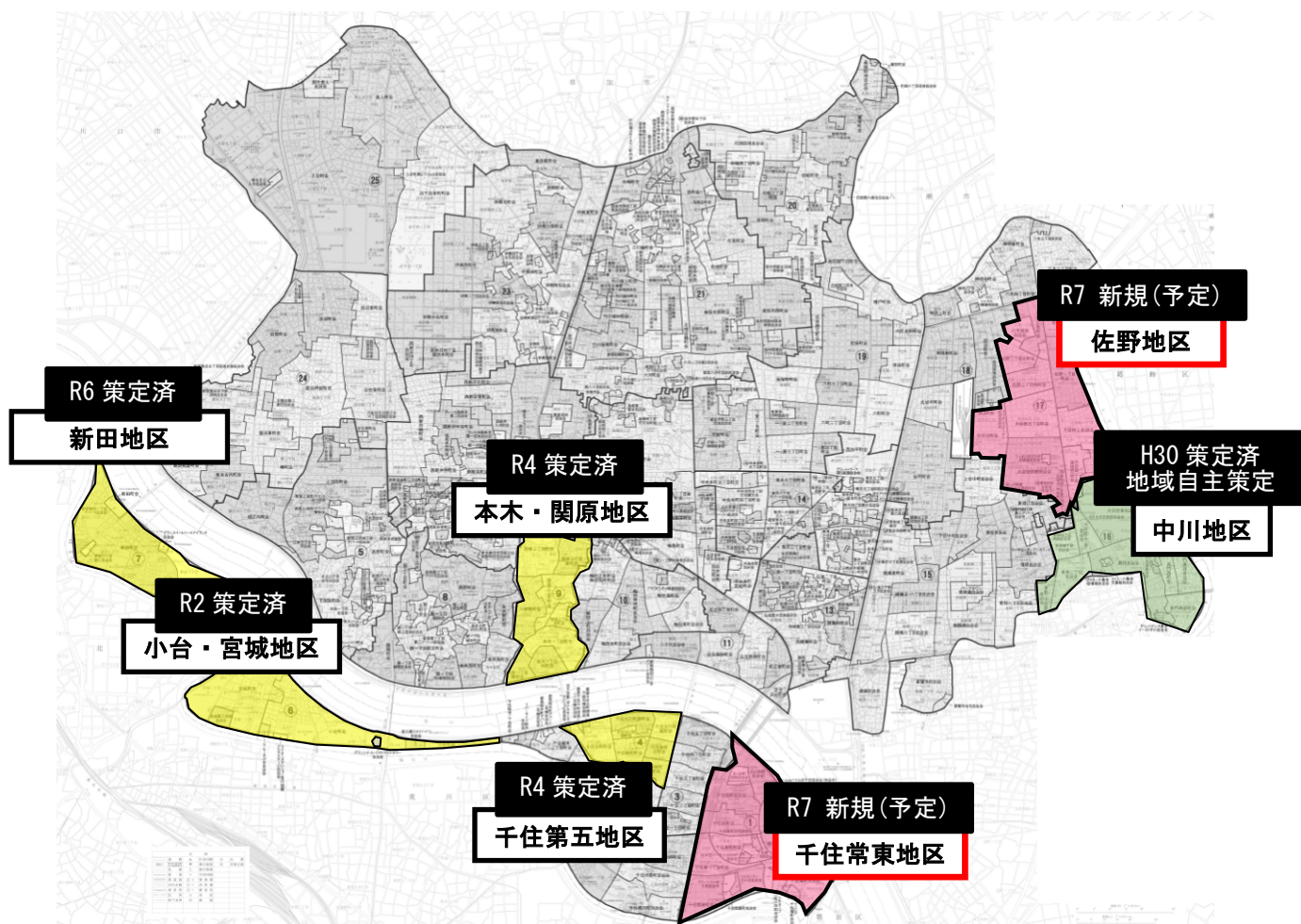
6 策定支援スケジュール（予定）

時 期		内 容
令和7年	10月～12月	第1回～第2回ワークショップ
令和8年	1～2月	第3回 ワークショップ
	3月	コミュニティタイムライン普及啓発用リーフレット作成

7 策定後について

策定後は、実効性を高めるため、区の支援のもと、策定済地区の町会・自治会の方々を対象に、コミュニティタイムライン運用訓練を行う。

コミュニティタイムラインの策定状況について



- 地域自主策定地区 1 地区
- 策定済地区 4 地区（荒川沿川 全12地区のうち）
- 令和7年度新規策定支援地区（予定） 2 地区

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月16日

件名	足立区ペット同行避難ガイドライン（試行版）の策定について																									
所管部課名	危機管理部 防災戦略課																									
内 容	足立区ペット同行避難ガイドライン（試行版）（以下「ガイドライン」）の策定について、以下のとおり報告する。																									
	1 足立区ペット同行避難ガイドライン（試行版）																									
	パブリックコメントを実施し、いただいたご意見を踏まえてガイドライン（試行版）に反映（別紙参照）																									
	（1）素案から試行版への変更点																									
	No.	ページ	<table><thead><tr><th></th><th>頂いたご意見</th><th>変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>P. 5</td><td>同伴避難と同行避難の違いがわかりにくい</td><td>「同伴避難」及び「同行避難」の説明を追記</td></tr><tr><td>2</td><td>P. 6</td><td>建物内という表現だと、人とペットが同じ部屋で過ごすことが出来ると誤解してしまうのではないかと</td><td>誤解を招く可能性があるのでは「飼い主とペットが、同じ部屋ではなく、同じ敷地内で過ごす」という表現に変更</td></tr><tr><td>3</td><td>P. 7</td><td>ペットはどこの避難所で受入可能か明記した方がよい</td><td>原則として、全ての一次避難所で受け入れ予定 ※ 福祉避難所は免疫力の低い要配慮者を前提とするため、アレルギー等による衛生リスクから動物は原則受け入れ困難ですが、対策として軒下等の屋外での受け入れなど検討を進めています。</td></tr><tr><td>4</td><td>P. 10</td><td>人とペットの居住エリアが別になることを明記した方がよい</td><td>「避難所では人とペットの居住エリアは別々となります」という一文を追記</td></tr><tr><td>5</td><td>P. 25</td><td>どこが避難所かわかるよう、避難所の情報を載せた方がよい</td><td>第一次避難所の情報を、区 HP のリンク及び QR コードを追記し、区内第一次避難所の場所を確認できるように変更</td></tr></tbody></table>		頂いたご意見	変更後	1	P. 5	同伴避難と同行避難の違いがわかりにくい	「同伴避難」及び「同行避難」の説明を追記	2	P. 6	建物内という表現だと、人とペットが同じ部屋で過ごすことが出来ると誤解してしまうのではないかと	誤解を招く可能性があるのでは「飼い主とペットが、同じ部屋ではなく、同じ敷地内で過ごす」という表現に変更	3	P. 7	ペットはどこの避難所で受入可能か明記した方がよい	原則として、全ての一次避難所で受け入れ予定 ※ 福祉避難所は免疫力の低い要配慮者を前提とするため、アレルギー等による衛生リスクから動物は原則受け入れ困難ですが、対策として軒下等の屋外での受け入れなど検討を進めています。	4	P. 10	人とペットの居住エリアが別になることを明記した方がよい	「避難所では人とペットの居住エリアは別々となります」という一文を追記	5	P. 25	どこが避難所かわかるよう、避難所の情報を載せた方がよい	第一次避難所の情報を、区 HP のリンク及び QR コードを追記し、区内第一次避難所の場所を確認できるように変更
		頂いたご意見	変更後																							
	1	P. 5	同伴避難と同行避難の違いがわかりにくい	「同伴避難」及び「同行避難」の説明を追記																						
	2	P. 6	建物内という表現だと、人とペットが同じ部屋で過ごすことが出来ると誤解してしまうのではないかと	誤解を招く可能性があるのでは「飼い主とペットが、同じ部屋ではなく、同じ敷地内で過ごす」という表現に変更																						
3	P. 7	ペットはどこの避難所で受入可能か明記した方がよい	原則として、全ての一次避難所で受け入れ予定 ※ 福祉避難所は免疫力の低い要配慮者を前提とするため、アレルギー等による衛生リスクから動物は原則受け入れ困難ですが、対策として軒下等の屋外での受け入れなど検討を進めています。																							
4	P. 10	人とペットの居住エリアが別になることを明記した方がよい	「避難所では人とペットの居住エリアは別々となります」という一文を追記																							
5	P. 25	どこが避難所かわかるよう、避難所の情報を載せた方がよい	第一次避難所の情報を、区 HP のリンク及び QR コードを追記し、区内第一次避難所の場所を確認できるように変更																							

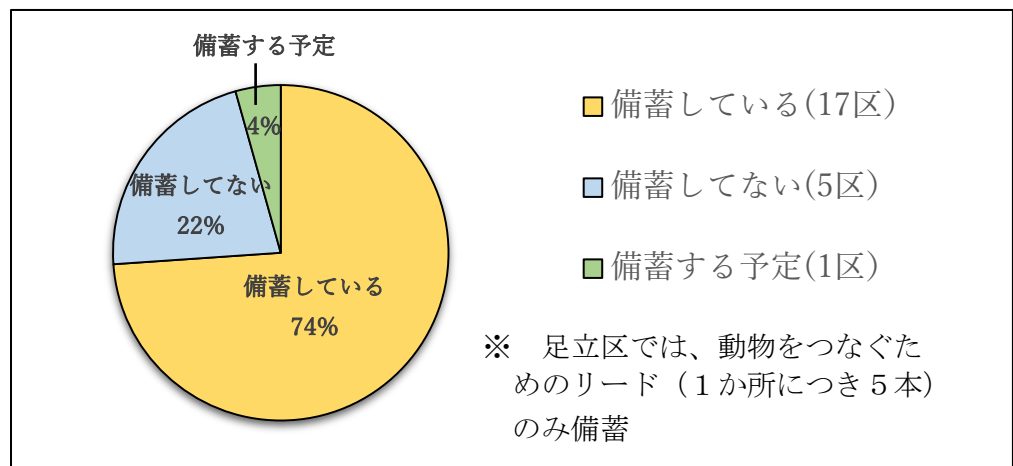
2 23区へのペット防災における取組のアンケート調査結果について

他区のペット防災の取組を参考にするため、アンケート調査を実施した。

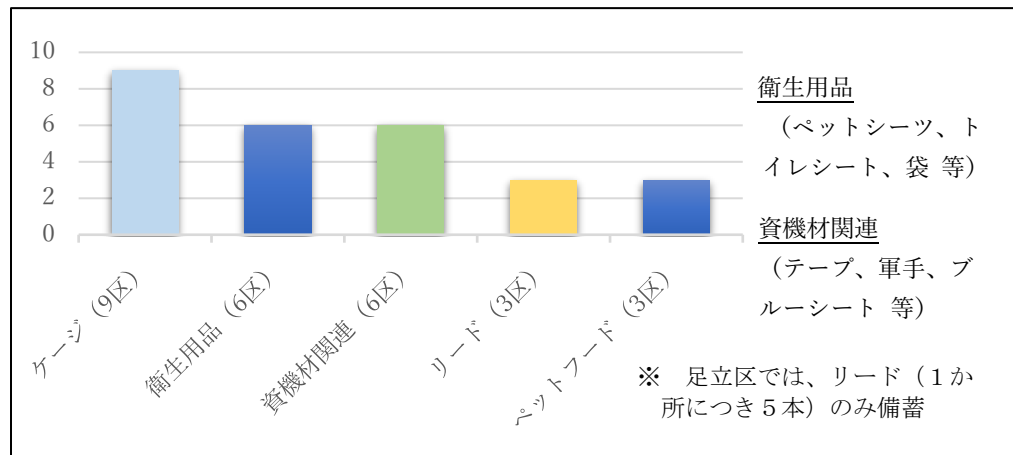
(1) 避難所における人とペットの居住エリアの考え方

回答項目	回答
人とペットが同一施設内の別居室で過ごす「同伴避難」 ※ 足立区も、「同伴避難」としている。	23 区
人とペットが同一居室で過ごす「同室避難」	0 区

(2) 避難所へのペット用物資の備蓄状況



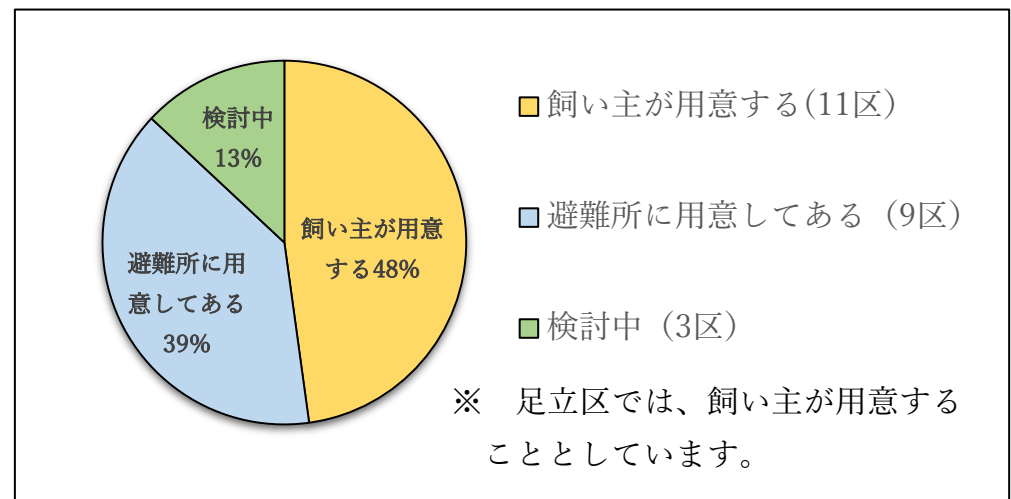
(3) 避難所に備蓄してあるペット用物資の内容（上位5品目）



物品	各区の備蓄例（1避難所あたり）
ケージ	【目黒区】 ①大サイズ（71×109×76（cm））×2 ②小サイズ（47×78×53（cm））×1
衛生用品 （ペットシート、トイレシート、袋 等）	【豊島区】 ①ペットシート 25 枚程度 ②アルコール除菌消臭スプレー1 個 ③45L ゴミ袋（10 枚入）2 個 ④防臭袋 S、L サイズ 1 個ずつ 等

資器材関連 (テープ、掲示物、 プレート等)	【新宿区】 ①ペット区域用物資（カラーコーン、セーフティバー、立ち入り禁止テープ、のぼり（「動物救護所」と掲示）） ②動物用トイレプレート 等
リード	【足立区】 5本
ペットフード、水	【豊島区】 ①ドッグフード（7年保存）1袋 ②動物用の水（500ml）2本
その他	マイクロチップリーダー（マイクロチップに記録された15桁の数字（個体識別番号）を読取るためのもの）

(4) 災害時におけるケージの用意について



3 今後の方針

- (1) 令和8年1月の足立区防災会議にて、ガイドライン（完成版）の策定を決定する。
- (2) 策定の決定までの間、ガイドラインの実効性を検証するため、避難所運営訓練で、ガイドラインに基づくペット同行避難訓練を実施し、ブラッシュアップを図っていく。
- (3) 災害に備えてペット用物資の備えをしてもらうよう、飼い主だけでなく、動物病院、ペットショップなどにもガイドラインの周知を図っていく。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月16日

件名	災害時協定の実効性向上を目的とした調査の実施について		
所管部課名	危機管理部 防災戦略課		
内容	1 調査の目的 今定例会提出の足立区災害対策条例改正案は、区と事業者の責務を具体化し、両者協力のもと、防災に強いまちの実現を目指すものである。現在、区は約300の災害時協定を締結しているが、協定締結から時間が経過しているものも多く、協定ごとの状況の整理が必要である。 そのため、災害発生時における協定の実効性の向上のために、庁内の協定担当を整理した上で、災害時協定締結先に対して協定内容や担当者の確認を行う。		
	2 現在の協定締結状況		
	カテゴリ	数	内容
	相互応援協定	18	自治体同士の支援
	医療関係	13	医療や医薬品の提供
	物資提供	18	日用品等の物資の提供
	輸送関係	23	被災者や物資の輸送
	避難所関係	125	避難所として施設提供
	帰宅困難関係	12	帰宅困難者の受入れ等
	その他	94	し尿処理や生活支援、情報発信、障害福祉サービス提供等、内容は多岐にわたる
	計	303	
内容	3 確認内容 各協定締結先へ、以下の点について確認を行う。 (1) 協定の担当者、所属、連絡先 ⇒ 担当者の明確化を図る。 (2) 協定に定める履行内容の対応の可否 ⇒ 協定内容の実効性を担保する。 (3) 協定内容の変更や解除等の意向調査 ⇒ 協定の形骸化を防止する。		
	4 実施スケジュール		
	時 期		内 容
	令和7年	8～9月	庁内各部への協定担当者調査【実施済】
		9月	協定締結先への確認依頼【発送済】
		10月	① 協定先からの回答をとりまとめ、結果について協定内容を発災時に要請する担当部へフィードバックする ② 各部で確認し、発災に備える
	5 今後の方針 (1) 今年度の総合防災訓練（11月30日実施）では、協定先との訓練として、実際に区から支援要請を受けた場合を想定した、情報共有や意思決定のシミュレーションを実施してもらう。 (2) 次年度からは、毎年度当初に同様の調査を実施していく。 また、訓練についても毎年内容を見直して実施していく。		

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年10月16日

件名	防災業務に従事した者の同性パートナーへの災害補償一時金の支給について
所管部課名	危機管理部 災害対策課
内容	防災業務に従事した者への災害補償一時金について、国の制度では認められていない同性パートナーに支給できる区独自の制度を新設したので報告する。 1 目的 防災の水防または応急措置の業務に従事した従事者が死亡した場合における、従事者のパートナーシップ・ファミリーシップ関係の相手方に対する補償を支給することを目的とする。 2 方針 「足立区男女共同参画社会推進条例（平成15年足立区条例第15号）」の改正に伴い、現在、国の制度では認められていない「防災業務に従事した者が死亡した場合の遺族補償制度」において支給対象外である同性パートナーに対し、区独自の制度として死亡補償一時金を支給するために対象範囲を拡大する。 3 概要 （1）支給要件（対象者） 同一生計にある同性パートナー ア 従事者※¹の死亡時において、当該従事者とパートナーシップ・ファミリーシップ関係（以下「パートナーシップ関係」という）であること。 イ 従事者の死亡時において成年に達していること。 ウ 従事者の直系血族または三親等内の傍系血族でないこと。 エ 従事者の死亡時において以下のいずれかの要件を満たしていること。 （ア）パートナーシップ関係であることを示す公正証書が作成されていること。 （イ）当該従事者及びそのパートナーについて、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓書を提出し、受領証明書または受領証明カードの交付を受けていること。 （ウ）当該従事者及びそのパートナーについて、足立区以外の自治体におけるパートナーシップ制度に関する宣誓を行っていること。 ただし、3か月以内に足立区に転入予定者に限る。

	オ 支給対象者（当該従事者またはそのパートナー）が、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和３１年政令第３３５号）第８条または第９条^{※２}に規定する遺族に該当しないこと。 ※１ 従事者とは、水防法（昭和２４年法律第１９３号）第２４条及び災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６５条第１項等の規定により応急措置の業務に従事した者をいう。 ※２ 第８条…遺族補償年金を受けることのできる遺族の定義 第９条…遺族補償一時金を受けることができる遺族の定義 （２）支給方法 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に準じた支給額（８，９００千円～１４，２００千円） ４ 施行日 令和７年１０月１日（水） ５ 今後の方針 事案が発生した場合の経費については、補正予算や事業計画変更等で対応する。
--	---